

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議
指定共同生活援助事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議が開設するグループホームめぞん・ぽぷら（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて作成した個別支援計画（以下、「共同生活援助計画」という。）に基づき、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

主たる事業所の名称：グループホームめぞん・ぽぷら

主たる事業所の所在地：稚内市はまなす2丁目12番5号

共同生活住居の名称及び所在地

共同生活住居1 グループホームめぞん・ぽぷら：稚内市はまなす2丁目12番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

サービス管理責任者は、第3項のとおり、障害特性や利用者の生活実態に応じ、共同生活援助計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

世話人 2名（常勤・兼務2名）

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

生活支援員 3名（常勤・専従2名、非常勤・専従1名）生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

2 午後10時00分から午前5時00分の間に夜間支援従事者を1名以上配置する。

3 サービス管理責任者は、次の各号の業務を行う。

適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。

アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。

共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、当該利用者の生活に対する移行等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるこ

共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。

共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。

共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。

利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（主たる対象者）

第5条 事業所の主たる対象者は、知的障害者、精神障害者とする。

（入居定員）

第6条 事業所の入居定員は、7人とする。

共同生活住居1 グループホームめぞん・ぽぷら：7人

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、定員を超えて利用者を受け入れができるものとする。

（指定共同生活援助の内容）

第7条 利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ

又は食事の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、余暇活動の支援等必要な介護、支援を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供したときは、利用者から市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適當と認められるものの支払を利用者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については別表1に定める。

4 指定共同生活援助を提供する利用者に対して、直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適當であるものについては、その便益に要した金銭の支払いを求めることができるものとする。この場合の利用料金等については、別表1に定める。

5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第4項の規定により、金銭の支払を求めるときには、当該金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得るものとする。

7 第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第10条の2 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成)

第10条の3 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生共同生活

援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

（苦情への対応等）

第 11 条 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員で無くなった後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（支援体制の確保）

第 13 条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

（地域との連携等）

第 13 条の 2 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図るものとする。

2 事業所は、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進

会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けるものとする。

4 事業所は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する責任者の選定及び設置

成年後見制度の利用支援

苦情解決体制の整備

従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束の禁止)

第14条の2 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

　　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

　　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

　　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 世話人等の従業者の資質向上のため研修（前条に規定する利用者的人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

採用時研修 採用後1か月以内

継続研修 年1回

2 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定共同生活援助）を提供した日から5年間保存する。

3 利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存する。

4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は廃止する。

(1) 特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議 外部サービス利用型共同生活援助運営規程（平成18年10月1日制定）

- 3 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第8条第3項関係及び第8条第4項関係）

家賃、光熱水費、食料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る料金表及び直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに係る料金表

共同生活住居名	項目	単位	金額(円)	備考
共同生活住居 (1)	家賃	月額	30,000	1世帯に対する徴収額。
	食材料費	一食	昼食 470 夕食 540	希望制（事前予約） 日・土・祝日は提供なし
	光熱水費	月額	実費	当該前月に係った費用の総額を当該前月の利用者実数で除した額とする。
	日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用	月額	実費	当該前月に係った費用の額を当該前月の利用者数（但し、予め当該費用を負担することに同意した者に限る）で除した額とする。
	行事費	随時	実費	事業所が実施する行事等において利用者個人が負担すべきものと判断される費用。
	ガイドヘルプ（同行）費	随時	実費	法に基づき提供されるサービス以外の同行サービス費用。 (但し、緊急を要する事由を除く。)
	修繕費	随時	実費	利用者の過失や故意により破損又は故障した住居内及び居室内外に備え付けられた器具備品等の修理・工事に要した費用のうち利用者個人が負担すべきものと判断される費用。